

目黒会長野支部規程

2016年4月30日制定

2018年7月7日追加

第1条(名称と所在地)

1. 本支部は目黒会長野支部と称する。
2. 所在地は、本支部の支部長の住所とする。

第2条(目的)

本支部は電気通信大学の同窓会「目黒会」の支部であって、会員相互の親睦と友好、情報交換を図ることを目的とする。

第3条(会員資格)

1. 目黒会の会員(正会員に限らない)であって長野県内・近隣在住あるいは在勤であること、またはかつて長野支部に所属していたことを会員資格とする。
2. 前項1に該当しない人であっても、会員の推薦があり、承認されれば推薦会員となることが出来る。

第4条(支部役員)

本支部は次の役員を選出し、支部の運営を行う。ただし、支部長は目黒会正会員でなければならない。

支部長	1名
副支部長	3名以内
会計	1名以上
幹事	若干名

任期は2年とし、再任は妨げない。

第5条(役員を選任)

支部長・副支部長および会計は幹事の互選により、幹事は会員の推薦により総会にて選任する。

第6条(役員職務)

1. 支部長は支部を代表して会務を総理する。
2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 会計は支部の会計業務を管理する。

第7条(個人情報保護)

支部役員は、一般社団法人目黒会の「個人情報保護に関する方針」を準用し、個人情報の保護に努めなければならない。

第8条(活動)

本支部は会員相互の親睦と友好を深めるために、次のような活動を行う。

1. 支部総会

毎年、土曜日または日曜日を基本とし年 1 回開催する。議決事項は出席者の多数決による。

2. 役員会

第4条の役員をもって組織し、支部の運営にあたる。必要に応じて支部長が招集する。

第9条(会費・経費等)

1. 年会費等は原則として徴収しない。

2. 本支部の会合に必要な経費は、出席者が費用を均等に負担することを原則とする。

3. 目黒会本部等より本支部に渡される助成金は、本支部の活動に必要な経費に充当する。

第10条(本部総会代議員の選出)

本部総会代議員は原則として支部長が兼務することとする。ただし、事情により兼務出来ない場合には支部長が指名した支部役員を代議員とすることとする。

第11条(支部出張旅費規程)

支部出張旅費規程を別途定めることとする。

第12条(その他)

1. 規程に定めていない事項についての運用が生じた場合は、原則として役員会で審議決定し運用することが出来る。そのような場合は支部総会に報告するものとする。

2. 本規程の改廃は支部総会で行う。

目黒会長野支部 出張旅費規程

2018年7月7日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、目黒会長野支部の役員等が長野支部の業務により出張する場合支給する旅費の額を定めることを目的とする。

2 前項の役員等とは、支部役員あるいは、支部長が認めた者とする。

(出張の承認)

第2条 出張は、あらかじめ支部長の承認を得なければならない。

(出張の定義)

第3条 出発地から長野県外へ移動して業務を行う場合を出張とする。但し、出発地は出張者の自宅とする。なお、宿泊が必要であった場合泊付き出張とし、これに該当しない出張及び移動を日帰り出張とする。

2 県内移動は出張とはせず、交通費実費を支給する。

第2章 旅費

(旅費の構成)

第4条 旅費は、交通費、日当及び宿泊料で構成する。

(交通費)

第5条 交通費は、原則として時間的に最短な順路によって支給する。但し、天災、その他やむを得ない事由のあるときは、実際に経由した路線によることができる。

2 順路は、原則として鉄道等公共交通機関を利用して構成するものとする。但し、空路による場合の方が経済的な場合はこの限りでない。

3 各交通機関のビジネスクラス料金、グリーン料金等の特別料金は、原則として支給しない。

4 タクシーを利用した場合は、その必要性を支部長が確認して領収書により支払う。

(日当)

第6条 日当は、出張当日から帰着当日までの日数によって支給する。

(別表参照)

(宿泊料)

第7条 宿泊料は、原則ビジネスホテルとし領収書に基づき実費を支給する。

(旅費の算出等)

第8条 旅費は、別表により算出し、現金にて支給する。

別表

	区 分	交 通 費	日 当	宿 泊 料
国	日帰り	実費	1,300 円	
内	泊付き	実費	2,600 円	実費 (最高 13,000 円)

注)

2泊3日の出張は、泊付き2日、日帰り1日の日当として計算する。